

令和3年1月14日

保護者の皆様へ

県立上郡高等学校
校長 塚本 師仁

緊急事態宣言を踏まえた今後の教育活動について

新春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

1月13日に近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に2月7日まで緊急事態宣言が発出されました。このたびの再発出を受け、感染防止対策を徹底するとともに、この状況を踏まえ教育活動を以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が解除されるなど、今後の状況によっては、変更となる場合がありますので、学校ホームページやメールの情報の収集にご配慮をお願いします。

記

1 登校日時・校時帯 変更なし

2 登校時の対応

- (1) 登校前の検温等の健康観察を徹底し、検温結果等を必ず報告してください。
- (2) 同居の家族も含め、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないでください。その際、必ず保護者から学級担任に連絡をお願いします。
(緊急事態宣言が発出されている期間は出席停止の扱いとします)
- (3) 公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用してください。

3 教育活動

- (1) 感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行いません。
- (3) 受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底してください。

4 部活動

- ・十分な感染防止対策を実施し、原則、学校及びその周辺で活動します。活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。